

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
医療法人社団若葉会 高重記念クリニック
訪問リハビリテーション事業所

運営規程

（趣旨）

第1条 医療法人社団若葉会が開設する高重記念クリニックが実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 クリニックの理学療法士、作業療法士又は言語療法士（以下、「療法士」という。）が、計画的な医学的管理を行なっている医師の指示に基づき、要支援、要介護状態にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法又は言語療法の必要なリハビリテーションを行なうことを目的とする。

（運営の方針）

第3条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたって要支援者、要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法、又は言語療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたって病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医療的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要支援者、要介護者を対象とする。

事業の実施にあたっては地域包括支援センター、介護予防支援事業者、保健医療福祉サービスを提供する者、居宅支援事業者等との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供を行なうものとする。

（名称及び所在地）

第4条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名称：医療法人社団若葉会 高重記念クリニック 訪問リハビリテーション事業所
- 2) 所在地：富山県富山市元町二丁目3番20号
- 3) 電話番号：076-421-4363
- 4) FAX番号：076-421-4364

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	備 考
管理者	医師	1		クリニックと兼務
理学療法士	理学療法士	1以上		

1) 管理者 1名

管理者は従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なうものとし、また医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行なう。

2) 療法士

理学療法士 1名以上

療法士は医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行なう。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1) 営業日：月曜日から金曜日

祝祭日及び例年法人が定める盆休み、正月休みあり

2) 営業時間：午前9時から午後5時30分

3) サービス提供時間：午前9時から午後5時

(事業の内容)

第7条 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは計画的な医学管理を行なっている主治医の指示に基づき、要支援者、要介護者の心身の機能の回復を図るため居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行なう。また、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載したリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を

利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は富山市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 この事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行なう場合は厚生労働大臣が定める基準による額を徴収する。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行ない、利用申込者の同意を得る。

利用開始にあたっては別に定める契約書に記載した事項を当事業所と利用者の双方が確認を行ない、その遵守に努めることとする。

事業者は正当な理由なく、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。

災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。利用者に病状の急変が生じた場合は必要に応じて、臨時応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医への連絡を行ない、指示を求める。

法定代理受領サービスに該当しない訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行致します。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

2) 継続研修 年 1 回および諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じた時に随時従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は医療法人社団若葉会と事業所

の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

この規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から一部改定する

この規定は平成 30 年 4 月 1 日から一部追加する

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から一部改定する

この規定は令和 4 年 10 月 1 日から一部改定する

この規定は令和 6 年 6 月 1 日から一部改定する